



## 《会計・税務の知識》公益認定制度における財務会計基準

従来の公益法人制度の問題点を解決するために、新しく公益法人制度が施行されてから2年以上経過しました。従来の公益法人（新制度施行後は、特例民法法人）は平成25年11月末までに移行申請を行わなかった場合には解散することになってしまうので、それまでに必ず手続を行う必要があります。

今回は移行申請のうち、公益認定を受けるために必要となる公益認定基準の中で、財務会計面の基準にポイントを置いて記載します。

### 1. 公益認定基準とは

公益認定基準は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条に規定しております。この基準は、公益法人として公益目的事業を安定的かつ継続的に行っていくために必要な要件、例えば、公益目的事業の実施能力、適正な法人ガバナンス、不特定多数の利益増進への寄与等の要件を具備することを求めた基準であり、認定を受けるためには全18号までに掲げるすべての基準に適合する必要があります。

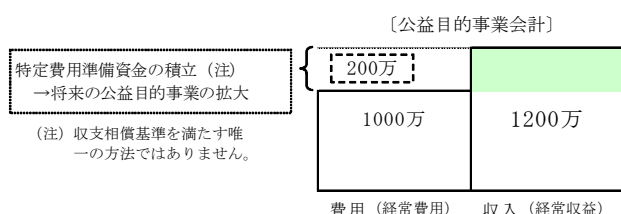
### 2. 財務会計面の基準

公益認定基準のうち、財務会計面でポイントとなる3つの項目について、説明します。

#### (1) 収支相償

公益目的事業に係る収入の額が、その事業の実施に要する適正な費用の額を償う額を超えないようにする必要があります。この要件は、公益認定を受ける上で財務会計面の基準の中では最も重要なポイントです。公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって、受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められていることから、この基準が設けられています。仮に収支がプラスになり単年度では収支相償を満たさないような場合は、利益相当額について将来の費用に充当するための「特定費用準備資金」の積立等により費用を抑制することが認められています。これは中長期で収支が相償することを確認できれば良いという考えに基づきます。

【特定費用準備資金のイメージ】



(公益認定等委員会日より参照)

なお、具体的な計画がないまま特定費用準備資金を積立てることにより、計算上の費用だけを増額させることは出来ませんのでご注意ください。

#### (2) 公益目的事業比率が50%以上

公益目的事業に要する費用が、総事業費及び管理費の合計額に占める割合の50%以上である必要があります。公益目的事業を行うことを主たる目的とすることを鑑みて、事業の規模を計る指標として収入ではなく、事業の実施費用をベースに計算します。

なお、2(1)で記載した特定費用準備資金の積立額も、当該公益目的事業比率の算定上公益目的事業費に加えることが出来ます。

【公益目的事業比率】

$$\frac{\text{公益目的事業費}}{\text{公益目的事業費} + \text{収益事業等の事業費} + \text{管理費}} \geq 50\%$$

#### (3) 遊休財産額の保有制限

遊休財産額とは、純資産のうち具体的に用途が決まっていないものであり、純資産から公益目的事業等に使用される財産（以下、「控除対象財産」といいます。）を控除した残額です。この金額が、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません。

【遊休財産額の保有制限のイメージ】

貸借対照表	
公益目的事業費相当額1年分 (特定費用準備資金を含む)	比較
遊休財産額 200	純資産額 400
控除対象財産 200	

### 3. おわりに

平成25年11月末という期限が定められた中で、移行までの準備等を含めて考えると、決して時間は多くありません。本稿は財務会計面での基準にポイントを絞って記載しておりますが、機関設計の見直しや定款変更案の作成等、他にも検討しなければならないことは多くあり、準備に想定外の時間を要することも考えられます。また、特例民法法人の数を考慮すると、今後申請手続きをする法人が期限間際に申請が集中することも懸念されますので、法人関係者の方は早期に申請準備を進めていただきたいと思います。

(担当：山田 慶)